KISOGAWA
BISAI
ICHINOMIYA
★第７号★

一宮市・尾西市・木曽川町　■ 2004.9.1

合併協議会だより

発行：一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会
編集：一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会事務局
住所：〒491-8501 一宮市本町２－５－６（一宮市役所西分庁舎２階）
TEL・FAX（共通）　0586－73－1031
URL http://www.ibk-gappei.jp/

contents 目次

１ページ：合併協定調印式が開催されました／あいさつ・祝辞
２ページ：あいさつ・祝辞
３ページ：協議会・小委員会からの報告
４ページ：合併後の私たちの暮らし（その４）／INFORMATION

合併協定調印式が開催されました

８月９日（月）一宮地場産業ファッションデザインセンター１階展示ホールにおいて一宮市長、尾西市長、木曽川町長が合併協定書に調印しました。

午前10時からの調印式では、昨年７月に法定の協議会を設置してから、合併協定の調印に至るまでの経過報告が行われた後、谷一宮市長、丹羽尾西市長、山口木曽川町長が24の合併協定項目を記した合併協定書に署名を行いました。

続いて、特別立会人として神田愛知県知事が署名されました。

主催者として、各市長、町長があいさつをした後、神田愛知県知事を始め来賓の皆様からお祝いの言葉をいただき、滞りなく調印式を終えました。

今後の予定としては、各市町の議会での廃置分合の議決、愛知県知事への合併の申請を目指すことになります。

署名後、握手をする（左から）山口町長、谷市長、丹羽市長、神田知事

あいさつ・祝辞

○谷　一夫一宮市長あいさつ

谷 一夫 一宮市長

本日は、合併調印式にご参集いただきまして誠にありがとうございました。神田愛知県知事を始め、国会、県議会、市議会、町議会の皆様方、そしてまた、２市１町を代表されるお立場の皆様方にご臨席を賜って、協定書に署名をさせていただきました。私も合併協議会の会長という大変な重役を承りまして、今は、ほっとしたというのが正直な心境でございます。

委員の皆様には１年間真剣にご協議を賜りました。中にはかなり厳しい局面もありましたが、皆様方の良識のお陰で協議が調うところまでまいりました。本当にありがとうございます。もちろんこれで終わりではなく、始まりであり、これから新しいまちづくりに向けて、また皆様方のお考えをお聞きしながら、総力を結集していかなければなりません。その責任の重大さに身の引き締まる思いが致しております。

私ども２市１町では、広域行政の取

組みの中で、ある程度お互いのことを知っているつもりでしたが、合併協議の中で、意外とお互いのことを知らないことに気付き、そこから合併協議がスタートしたわけでございます。膨大な作業に取り組んでいただきました協議会委員の皆様はもちろん2市1町の職員の皆さん方のご努力に心から感謝を表したいと思います。

○丹羽厚詞尾西市長あいさつ

丹羽 厚詞 尾西市長

調印式を迎えることができ、非常に感慨深いものがあります。

尾西市としましては、この市町の将来を決めるのは、市民一人一人がしっかりと考えた上で決定していただきたいという思いで、当初から住民投票で、決定をしていくということにさせていただきました。結果、7割以上の賛成が得られ、こうして、調印式を行うことができるわけでございますが、これは決してゴールではなくスタートであります。

建設計画の基本方針として掲げております、「安心」、「元気」、「協働」この3つを例に取ると、まず「安心」では、迫り来る少子高齢化の中で福祉サービスの維持を図るためこの合併を機に行政改革を行い、断固とした形でこの自治体全体を効率化していくこと、「元気」では、合併特例債等を利用してのまちづくりや皆様とともに作り上げていく新生一宮市全体の総合計画などを通じて尾張地区の代表として発展を目指していくこと、最後に「協働」では、今までどおりのしっかりとした地域活動、市民活動にご協力をいただきながら、新たなNPOの結成など、皆様方も大きな心で一丸となって、この地域の再生に取り組んでいただくことなど様々な思い、願いがまだまだたくさんあるわけでございます。

これからもどうかこの新生「一宮市」をよろしくお願いいたします。

○山口昭雄木曽川町長あいさつ

山口 昭雄 木曽川町長

様々な思いを残しながらも、合併協議が調い、私も今しっかりと署名をさせていただきました。これもここにお集まりの大勢の皆様のご理解の賜物と心から感謝を申し上げます。

この調印式、木曽川町におきましては、大変ハードな局面を乗り越えてきただけに、私としては大変感慨深いものがございます。住民投票に滲み出ました木曽川町民の合併への不安、これを今後いかに解消して行くかが、私の残された課題であると思っております。少しずつ責任を果たしていくつもりでありますが、一番の特効薬は編入する側の一宮市の皆さんがこの合併に改めて大きな関心と意欲を示していただくことであると思っております。

その昔、星のかけらが地球に衝突をして、恐竜を滅ぼしたと言われております。私はこの合併はやはり、この尾張西部の地域に新たなエネルギーを生み出すものでなければ、本当に意味のあるものになっていかないのではないかと、今なお、心配しているところであります。ただし、3つのまちのエネルギーがこれからますます高揚して、必ずや新しい都市の建設に向っていくということも確信しております。

神田知事さんに見守られながら、この日の喜びが来年の4月1日までまっすぐに繋がっていきますように、心から祈念をしてお礼の言葉と致します。

○神田真秋愛知県知事祝辞

神田 真秋 愛知県知事

一宮市、尾西市及び木曽川町のすべての合併協議が調い、協定書の調印が行われましたことを、心からお祝い申し上げます。

様々な課題を克服され、本日の調印式を迎えられ、関係者の方々の地域の将来を見据えたご努力に、深く敬意を表します。

行財政基盤を強化し、新たな行政ニーズに対応するための有力な手段として、県内でも多くの地域で大詰めの合併協議が進められていますが、これらの地域にとりましても、大きな励みになるものと考えております。

この地域は従来から日常生活面、産業経済面で強い結びつきを有し、境界を越えた活動が活発であり、かつて一宮市長を務めた者として、この2市1町の繋がりの深さを強く意識していたところであります。

さらに、近年では、東海北陸自動車道など国土幹線の要としての優位性、広域交通の拠点性が益々高まっており、また、木曽川に育まれた自然環境には、広域的なレクリエーション空間としても、大きな期待が寄せられております。

新「一宮市」がこれまでの各地域の個性を引き継ぎながら、尾張西部の中核都市として、さらなる発展を遂げられることを願っており、県としても、積極的な支援を行ってまいります。

協議会・小委員会からの報告

次のとおり、協議会・小委員会が開催されました。

第11回新市建設計画作成等小委員会　6月29日㈫

【提案事項】

次のとおり提案されました。

① 合併の期日について

合併の期日を平成17年3月31日とするとの前回の案に対し、平成17年4月1日とすべきとの意見が出され、次回、改めて平成17年4月1日で協議することが確認されました。

② 新市建設計画に係る事項について

小委員会案として了承されました。

第9回合併協議会　7月2日㈮

【小委員会の会議状況報告】

新市建設計画作成等小委員会関係

① 新市建設計画（案）を県協議に付することが了承されました。

【協議事項】

決算関係

次のとおり報告・承認されました。

① 平成15年度一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会事業報告について

協議会・小委員会の開催、新市名称の募集、合併シンポジウムの開催、住民説明会、住民意識調査、協議会だよりの発行、ホームページの開設・運営等の事業を実施しました。

② 平成15年度一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会歳入歳出決算について

・歳入総額　42、437、205円
・歳出総額　33、182、733円
・歳入歳出差引額及び翌年度繰越額　9、254、472円

なお、合併協議会監査委員より適正に執行されていた旨の監査報告がありました。

総務文教小委員会関係

【協議事項】

次のとおり決定されました。

① 特別職の身分の取扱いについて

尾西市及び木曽川町の常勤の特別職（教育長を含む）は、失職する。

② 事務組織及び機構の取扱いについて

(1) 「新市における事務組織・機構の整備方針」に基づき、一宮市の組織を基本に統合する。なお、一宮市にない組織は所管の部に帰属させる。

(2) 部署の配置は、一宮庁舎・尾西庁舎・木曽川庁舎に機能を分散させる分庁方式とし、原則、部局単位の配置とする。

1 尾西庁舎には、建設部門及び水道部門（一部除く）を配置する。

2 木曽川庁舎には、教育部門を配置する。

3 一宮庁舎には、それ以外の企画・管理部門等を配置する。

(3) 尾西庁舎・木曽川庁舎には窓口部門を設置する。

③ 窓口業務について

できる限り住民サービスの低下を招かないよう十分配慮し、また、合併後の業務量の変化や地域住民の利用動向を踏まえ、段階的に再編、見直しを行う。

(1) 一宮市出張所、尾西市南部公民館、尾西市老人憩の家での取扱い業務は現行のとおりとする。

(2) 尾西庁舎、木曽川庁舎での取扱い業務は、一宮市出張所取扱い業務を基本に、とりわけ福祉部門の窓口業務については、原則、一宮庁舎と同等の業務内容となるよう、合併時までに調整に努める。

第12回新市建設計画作成等小委員会　7月20日㈫

【協議事項】

次のとおり決定されました。

① 合併の期日について

合併の期日は、平成17年4月1日とする。

【その他】

新市建設計画に係る県協議が調った旨の報告がありました。

第10回合併協議会　7月27日㈫

【協議事項】

次のとおり決定されました。

統括的事項

① 協定項目の変更について

当初予定していた25項目のうち、協議事項のなかった「24その他」を削除し、全24項目とする。

新市建設計画作成等小委員会関係

① 合併の期日について

第12回新市建設計画作成等小委員会での決定のとおり決定されました。

② 新市建設計画に係る事項について

市町村の合併の特例に関する法律第5条に規定する市町村建設計画については、別添「新市建設計画」（省略）のとおりとする。

③ 合併協定調印について

合併協定書が了承され調印式の概略が報告されました。

合併後の私たちの暮らし（その4）

前号でご紹介した以降、決定した住民の皆様に関係する事項などをお知らせします。

❶基本的な事項

合併の期日

平成17年4月1日とします。

❷その他

特別職の身分

尾西市及び木曽川町の市長、町長、助役、収入役、教育長は、失職します。

事務組織及び機構の取扱い

次のとおりの配置とします。

尾西庁舎	建設・水道（一部を除く）部門
木曽川庁舎	教育部門
一宮庁舎	右以外の企画・管理部門等

窓口業務

一宮市出張所、尾西市南部公民館、尾西市老人憩の家での取扱い業務は現行のとおりとします。

尾西庁舎、木曽川庁舎での取扱い業務は、一宮市出張所を基本に、とりわけ福祉部門の窓口業務については、原則一宮庁舎と同等となるよう、合併時までに調整に努めます。

協定項目進捗状況一覧

平成16年7月27日現在

協定項目番号	協定項目名	進捗状況
1	合併の方式	◎
2	合併の期日	◎
3	新市の名称	◎
4	新市の事務所の位置	◎
5	財産の取扱い	◎
6	地域審議会の取扱い	◎
7	議会の議員の定数及び任期の取扱い	◎
8	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	◎
9	地方税の取扱い	◎
10	一般職の職員の身分の取扱い	◎
11	特別職の身分の取扱い	◎
12	条例、規則等の取扱い	◎
13	事務組織及び機構の取扱い	◎
14	一部事務組合等の取扱い	◎
15	使用料、手数料等の取扱い	◎
16	公共的団体等の取扱い	◎
17	補助金、交付金等の取扱い	◎
18	町名・字名の取扱い	◎
19	慣行の取扱い	◎
20	国民健康保険事業の取扱い	◎
21	介護保険事業の取扱い	◎
22	消防団の取扱い	◎
23	各種事務事業の取扱い	
−01	女性政策事業	◎
−02	姉妹都市、国際交流事業	◎
−03	電算システム事業	◎
−04	広報広聴関係事業	◎
−05	納税関係事業	◎
−06	消防防災関係事業	◎
−07	交通関係事業	◎
−08	窓口業務	◎
−09	保健衛生事業	◎
−10	障害者福祉事業	◎
−11	高齢者福祉事業	◎
−12	児童福祉事業	◎
−13	保育事業	◎
−14	生活保護事業	◎
−15	その他の福祉事業	◎
−16	健康づくり事業	◎
−17	病院事業	◎
−18	環境対策事業	◎
−19	農林水産関係事業	◎
−20	商工・観光関係事業	◎
−21	勤労者・消費者関連事業	◎
−22	建設関係事業	◎
−23	上・下水道事業	◎
−24	市(町)立学校の通学区域	◎
−25	学校教育事業	◎
−26	文化振興事業	◎
−27	コミュニティ施策	◎
−28	社会教育事業	◎
−29	その他事業	◎
24	新市建設計画に係る事項	◎

基本方針が確認された項目◎　協議中の項目○
一部確認された項目△　今後協議する事項▲

INFORMATION ＊お知らせ＊

今後の会議の予定

今後の会議の予定については、決定次第お知らせします。

ご意見・ご質問をお待ちしています。

一宮市・尾西市・木曽川町の合併についてご意見、ご質問のある方は、お気軽に下記一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会事務局までご連絡ください。協議会のホームページでも情報を提供しておりますので、アクセスしてください。

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会事務局

〒491−8501　一宮市本町2丁目5番6号(一宮市役所西分庁舎２階)
TEL・FAX(共通)　0586−73−1031
ホームページアドレス　http://www.ibk-gappei.jp/
Eメールアドレス　info@ibk-gappei.jp

各市町の合併担当課は
一宮市企画部企画政策課　TEL 73−9111　内線2112
尾西市企画部企画政策課　TEL 63−4815（直通）
木曽川町総務部企画課　TEL 87−1111　内線220